
◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回川西町議会定例会第14日目の会議を開きます。

(午前10時15分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎全国町村議会議長会創立70周年記念表彰の伝達

○議長 議事日程に先立ち、ここで、本定例会第1日目の12月3日本会議において、本職から諸般の報告で報告いたしました全国町村議会議長会創立70周年記念表彰の伝達を行います。11月28日に開催された、山形県町村議会議長会理事幹事合同会議において、表彰・伝達を受けたところであります。

ついては、これより全国町村議会議長会創立70周年記念表彰の伝達を、鈴木副議長からお願いします。

(表彰状伝達)

○議長 今回、本町議会の改革先進議会表彰は、議会広報誌を通じて、議会改革の経過を十分に周知し、住民参加の拡大を図るとともに、改革の成果である政策提言をわかりやすく住民に伝達するなど、議会広報を有効活用した情報発信が高く評価されたものであり、まことに名誉なことでもあります。議員各位の今後一層のご活躍をお祈り申し上げます。

◎選第2号 川西町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長 日程第1、選第2号 川西町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

本件につきましては、川西町選挙管理委員会委員4名及び同補充員4名が、本年12月31日をもって任期満了となるため、地方自治法第182条第8項の規定により川西町選挙管理委員

会委員長より通知があったものであり、同法同条第1項及び第2項の規定に基づき選挙を行うものであります。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第3項の規定に基づき、指名推選によるとされております。また、指名推選の方法につきましては、同運用例第4章第4項の規定により、本職より発議し指名することとされております。

直ちに指名推選いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時57分)

○議長 会議を再開いたします。

(午前10時59分)

○議長 川西町選挙管理委員会委員には、大字堀金、山口丈志君、大字上小松、齋藤研介君、大字西大塚、高橋佳子さん、大字下小松、島貫啓一君。

以上、4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま本職より指名いたしました4名の方を川西町選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の4名の方を川西町選挙管理委員会委員の当選人とすることに決定いたしました。

続いて、同補充員については、第1順位、大字上奥田、佐々木弘幸君、第2順位、大字吉田、原田和久君、第3順位、大字小松、栗田純子さん、第4順位、大字中小松、佐東順子さん。

以上、4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま本職より指名いたしました4名の方を同補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の4名の方を同補充員の当選人とすることに決定いたしました。

なお、それぞれの当選人の方々には、川西町議会会議規則第33条第2項の規定に基づき告知いたします。

◎議第74号 川西町浴浴センター条例の一部を改正する条例の制定についてから議第71号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第74号 川西町浴浴センター条例の一部を改正する条例の制定についてから議第71号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該議案については、本定例会第1日目の12月3日本会議において、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会並びに予算特別委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

8番伊藤 進君。

（総務文教常任委員会委員長 伊藤 進君 登壇）

○総務文教常任委員会委員長 それでは、私より総務文教常任委員会付託議案の審査報告をいたします。

令和元年12月3日、第4回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を、次のとおり報告いたします。

1、審査日程は記載のとおりであります。2、議案説明のため当局より説明した者、記載のとおりです。3、付託議案、別紙議案付託表のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果については、朗読させていただきます。

(1) 議第74号 川西町浴浴センター条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町浴浴センターにおける人件費、灯油及び電気料などの維持管理経費の高騰による近年の経営状況、今後の見通し及び近隣の類似施設の現況を考慮し、当該施設の利用料金の上限を改定する旨の説明を受け、住民に対する周知を図るとともに、利用者拡大に向けた手法についても研究するように意見を付した。

以上、本議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上です。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 最初に、局長にお尋ねしたいんですけども、この74の内容でありますけれども、それと先ほど私、質問しました72の特別職関係、これ、常任委員会と分科会に付託というのは、どういうふうに分けたのか。その区分けをちょっと聞きながら思ったものだから、全部一緒に付託になるのかなと思ったりしたんですけど、その区分けは何かあるんですけど。

○議長 暫時休憩いたします。

(午前11時06分)

○議長 会議を再開します。

(午前11時07分)

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 了解しました。どうもありがとうございます。

先ほどみたいに、どういうふう内部で検討されたかということも聞いていいんでしょう。

それで、私はこの内容についても、この条例案については反対であります。

その理由を申し上げながら何点かお尋ねしたいんですけども、いわゆる原田町長がご当選されたのが、平成16年であります。

その当時は、債務残高、いわゆる借金であります、4,500万ほどあったと。その後、経

営改善されて、現在の債務残高、つまり町民レベルのわかりやすい言葉で言えば、借金、平成16年原田町長が当選されたときに約4,500万、約ね。ところが、現在十何年たっているわけですが、まだ2,500万の借金があるんだと。この借金が大変だと、油代も上がったと、人件費もあるでしょう。そういうことなので、この借金を早くなくしたいと。そのためには、結局300円の風呂代を500円に、何とかこれを認めてくれという内容の提案ですよ。これ、常任委員長に、余り平たく言い過ぎたかもしれませんが、ちょっと確認しながら、私はこの条例改正案をそういうふうに理解したんですけれども、それを尋ねます。

私は、そういうような、言うなれば、先ほど全国表彰にもありましたけれども、住民の福祉の向上ですよ、このまどか。それが基本理念だと思うんですよ。ところが、いつの間にか、もうけ、赤字、利益を上げろ上げると、その横沢町長時代のリープロ事業の基本の肝がなくなっているような状態なんですよ、今の考え方は。というふうに私は思うんです。それで、ただ実際には大変。これをどういうふうにしていくかということでもありますけれども、このるる説明資料等いただきましたけれども、大変だという内容だけで、これからどうするんだという提案が全然見えてこない。私は総括のときにも、委員長、申し上げました。そのようなことを常任委員会の中でどういうふうにご指示をされたのか、まずお伺い申し上げたい。

○議長 伊藤委員長。

○総務文教常任委員会委員長 今回の条例改正につきましては、あくまでも上限の設定を変えるというようなことで、運営そのものについては指定管理先であるまどかのダリヤパークサービスの裁量の範囲だというふうな話でありましたので、まずは、その点で条例改正というふうなことでの話の説明を受けたということでありました。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 そういう説明だったんですか。

つけ加えであるの。1回目の質問文につけ加えであるのか。

○議長 伊藤委員長。

○総務文教常任委員会委員長 その中で、第3セクターであるというふうな話で、町のほうで、そういった赤字についての補填はできないというふうな説明がありました。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 休憩中に余計なことを申し上げますけれども、同じ奥田でありますから責めるなどという話もありますけれども、これは、質問は質問でひとつお許しいただきたいと。

それで、今委員長から、つけ加えての1回目の質問にありましたけれども、いわゆるその300円の風呂代を500円にする中身は別だと。500円にすることを認めてくれと。あとの200円アップした後は、指定管理者だから、いわゆる請け負っているまどかのその会社でやるんだと、心配するなど、こういう提案だったということですね。それで可としたと、そういうことなんですね。

それだけの説明でこの大事な施設の単価を、その程度と言ったら失礼ですけども、常任委員会でそれだけのご審議だったんですか。

それで、私は、初日の総括の中で申し上げたんですけども、例えば、ちょっと長くなりますけれども、今現在のいわゆるお風呂の水は諏訪浄水場の付近から、あの当時ふるさと創生資金、横沢町長時代に平成元年に掘ったと。これ、約1キロ。そしてまどかのオープンが平成4年ですか。そういうことになりますと、もう二十六、七年たっているのかな、この1キロの配管。諏訪浄水場付近から、いわゆる源泉の出ているところから犬川を横断し、まどかまで。もう二十六、七年、管もボロボロになっていると思います。

さらにまた、温度がその当時の湯温をちょっと調べておりませんが、今現在32度。それを話によりますと1キロ引湯管をずっと送水しますと、1キロで1度下がると。そして、お客さんが利用するためには42度まで加温。これらの灯油代がかかる。そんなことでは先ほど来申し上げました、ずっと原田町長、補修にされてから4,500万を就任されて、4掛ける4期になれば、四四、十六になるのかな、16年間、この4,500万の借金を返済することができなかった。約半分は返済したけれども、下請に出して指定管理者にお願いをしましたけれども、2,500万までは借金は減らしたけれども、あとはできなかった。16年間で4,500万円の借金をなせなかった。原田町長にあってもできなかった。

その間、これは指定管理料、これもおかしな話なんですよね。指定管理料を、3年間の期限ですけども、委員長、最初は1,100万円で出発しているんですよ。次に、2回目の契約で1,500万、3回目の契約で1,800万、今現在2,500万なんですよ。1,100万から出発しまして、そう中身は変わらないのに、指定管理料だけは倍以上なんですよ。そういう数字も、私ちょっと申し上げたような気がするんですけども、こういうようなこともご審査されましたか。

私は、2回目でありますから申し上げたいわけでありまして、将来を見据えたいいろいろと計画というものを、町当局はお出しにならないで、出させるべきだと思うんですよ、先ほどの教育長の話ではないけれども、全然ビジョンがない。ただ赤字だから、2,500万円借金があるから、300円の風呂代を500円にしてくれと、たったそれだけの理由の提案なんで

すか。それをご審査をされて、そして可としたと、こういうような常任委員会だったと、こういうことなんですか。

何回も申し上げますけれども、新しく風呂を掘る、そういうようなこともありではないか。所管の課長に聞いたら、内部では検討している、しかし、町長の指示がない。これも過疎債が使えると。ところが町長の指示がないと、こういうことが明らかになったわけです。そういうことを私は申し上げたでしょ。こういうことを掘り下げて常任委員会でご審査をする時間がなかったんですか。どういうところで私は申し上げればいいんですか。私は、総括質疑の中で、初日にですよ、定例議会中ですよ、委員長。時間が十分あるんですよ。場合によっては会期の延長もあるんですよ。そういうルールを御存じですか、委員長。あなたを責めるんじゃない、当選回数が多い議員もいらっしやるでしょう、あなたの常任委員会に。そういうお話が出なかったんですか。加藤議長とご相談なさらなかったんですか。

質問の焦点がぼけてきます。繰り返します。

指定管理料、倍、倍、倍ですよ。ところが中身は変わらないでしょ。変わったらそれを説明していただきたい。ご努力はわかりますよ。片倉さんが一生懸命やっているのは。

しかし、何回も申し上げますけれども、原田町長が16年前に就任された平成16年に4,500万の借金を、16年かかってこれをチャラにできなかったと。この責任は誰なんですか。片倉尚さんなんですか。全部そこにかぶせちゃうんですか。大変ですよ、委員長、そういうのをしよったらば。あなた、この借金を償還できますか。私はできない。ですからどうするかと。それが300円の風呂を500円にすれば解決するんですか。そういう単純なご審査をされたということなんですね。審査の内容を事細かにご説明ください。

○議長 伊藤委員長。

○総務文教常任委員会委員長 指定管理料につきましては、その中で平成21年でありますか、浴室の改装をしておったというふうなことで、その分について浴室の改修で休業した部分、あと、平成22年ですか東日本大震災がありまして、そのときに営業停止を2週間ほどしておったというふうなこと、また、大規模改修というふうなことで、平成26年と27年、宿泊棟を含めた中でのさまざまな改修を行ったというふうなことで、その分経費が増していたというふうな話がありました。そういった指定管理料については、その都度、議会のほうに報告をし、承諾を得て執行をしているというふうな説明がありました。

以上であります。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番　そういう説明で、総務文教常任委員会では議会に説明したよと、議会に説明して議決していけば、これは何も言いようがないなど、こういうような雰囲気だったことが想定されるわけですがけれども、私は、今申し上げたとおり、その利用者の町民の理解を得るには、300円を500円にするには、やっぱりちゃんとしたこれからの町の考え方、単純に先ほど委員長みずから申されたとおりに、2,500万の借金をとにかく早目になしたいと、500円に上げれば、もうすぐにその借金がなせるんだと、こういう説明を可としたと、こういうことなんですよ。

お尋ねしますよ、仮に200円アップしました。そしたら、このデータをいただきました、利用者が9万人でしょ。200円アップ掛ける9万人、1,800万ですか。1億8,000万じゃないでしょ。単純な計算ですよ。消費税関係とかは別として。このうち、入湯税、これが75円、そういうようなお話もあったんですか。当然、資料にあったと思うんですけども、差し引き、その金額が出てきますよね。町に入る入湯税分。そして200円上げれば、単純に二九、十八ですから1,800万円、入湯税関係も差っ引きなるでしょう。その金は、どんと、いわゆる指定管理者の会社のほうに入って、そこで借金がなくなり、あるいは賃金を上げるなり、さまざまなことをすることをできるという金だということなんですよ。

町の線引きで言うと、本来町でやるべきものと、その指定管理というものは非常に当初の内容とかなりぼけているのではないんですか。私は、そういうものを精査していただきたい。今後の課題ということになるものもあるかと思えますけれども、その辺をお尋ね申したい。アップした分、そのお金はどこに消えるんですか。そういうご審査されましたか。

それいち早く、その2,500万、16年かかって原田さんがなくせなかった借金を、この200円アップの1,800万で、これ2年かかれば全部なせますよね。そういうものに一番先に使うんですか。そういうお話は、審査の中でどのようなお話があったのか。事細かなことはいいんですよ。大きい基本的なことですよ。そしてまた、何回も申し上げますけれども、私は反対する理由は、この将来のやるべき関連の問題、あるいは配管が古くなった問題、あるいはお湯の量が少なくなった問題、こういうようなご提案が何も無い。とにかく2,500万、2,500万ですからね。これ、庁舎を建てているから、大変なんですよ。それならそれって、はっきり言えばいいんですよ。庁舎を建てられるよ、まどかのお風呂の売り上げを上げるためには、1つの手段としてダリヤ公園のグラウンドゴルフ、パークゴルフ場、これ5億円でしょ。5億円のものも建てても2,500万の借金は残っているわけですよ、常任委員長。じゃ、また新しく何か5億ぐらいまた借金して何かつくればいいのか、あの辺に施設を。常任委員長、そう

というようなご提案が何も見えてこない。

パークゴルフ 1回500円、9,000人。五九、四十五で450万利用している。450万でしょ。9,000人お風呂に入りますか。そういうところの因果関係というか、お互いのその関係が見えてこない。そういうところ、ご審査されたでしょう。また、するべきですよ。

それを委員長お尋ね申し上げたい。委員長1人を責めているんじゃないからね。

○議長 伊藤委員長。

○総務文教常任委員会委員長 今回、上限設定というふうな条例改正ということで、500円というような提案がなされて、町としての希望については、入浴料は400円というふうな見込みをしておるといような話も出ております。あくまでもやはり指定管理者であるダリヤパークサービスの裁量ということでありますので、その裁量の幅が余り狭いと、何回も条例改正をしなければならないなんてことも話も出ておまして、そこをまずは上限というふうな形で設定させていただきたいということでありました。

もう一つ、話の中では、いわゆる先ほど申されましたパークゴルフ場の利用者とか、あとダリヤ園の利用者、まどかとさまざまタイアップして、その観光に結びつけていくというふうなことで利用者増を図りたいというふうなことも話をされております。

そういった関係で、ことし10月から、その資料の中でですが、300円のうち入湯税が75円、そのうちの消費税が22円、実質は203円というふうな形の収入になるというふうなことで、そういったことも加味しながら、何とか400円ということではできないものかというふうな、以上の話は出ています。これは決定ではありませんので、予測で申し上げて大変申しわけないんですけども、まずは、その上限設定の500円というふうなことの提案について審査したということであります。

○議長 ほかに。

7番伊藤寿郎君。

○7番 私から確認でございますけれども、やはりこの条例の改正の趣旨も、消費税も10%に上がったことですので、そのあたりはおおよそ理解はしております。ただし、使われるのは町内外から来られる利用者様が、まずは一番と考えております。

その利用者様の声が、この条例改正に本当に反映されているのかということをお慮しておりますので、その値上げに関するものに関しては、その利用者様に、どちらから来られましたかとか、まどかの風呂について、料金についてとか満足度だったりとかという簡単なアンケートだったりとか聞き取りとか、そういうものが実際にあって、今後予定されているアン

ケート調査もあるとは思いますが、この条例を改正する前のそういったアンケート等の状況があったものかどうかを、まず1点お聞きしたいと思います。

○議長 委員長、伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 ただいま申されたような、事前の調査についての説明はありませんでした。

○議長 7番伊藤寿郎君。

○7番 可決される以前にその確認をしたかったので、一応お聞きしたところでございます。

また、常任委員会ではコメントのところに「利用者拡大に向けた手法についても研究をするように意見を付した」というふうな文言がございます。この、利用者拡大に向けた前向きな提案があったかどうかを確認したいと思います。

○議長 委員長、伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 先ほども申しましたが、いわゆるパークゴルフ場の利用者とダリヤ園の利用者に向けて、何かタイアップした取り組みができないのかというふうな提案はしております。

○議長 7番伊藤寿郎君。

○7番 近々にそのまどかにつきましては、まずレストランが行列をなすようなレストランになりましたし、宴会でも宿泊でも、近隣の市町村の方からも、すごくサービスもよくてというふうなお話を聞いておるわけなので、まどかの入浴の値上げをいきなり上げていくということに関しては、やはり事前のアンケートが必要だったりとか、上げる前に町内外のお声を聞いて上げるようなご提案を望んだところで、質問させていただきました。検討材料にしたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告があった方は1名であります。反対者の発言を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 同僚議員の伊藤寿郎議員からもありましたけれども、私は、この改正議第74号、繰

り返し申し上げなくてもいいですよ、いわゆる風呂代のアップの問題であります。これについては反対であり、この条例案を町長が撤回すべきものと考えます。

この理由を申し上げたいわけでありまして、今申し上げましたとおり、同僚議員からあったような、いわゆるアップする場合は、十分利用者の納得できる、そういう体制が私は大事だと思うんです。それが何も無い。先ほど来申し上げましたとおり、2,500万の借金がネックだ、これだけの提案では、私は300円を500円にすることについては反対なのであります。

さらにまた、先ほど常任委員長から新たなお話がありましたけれども、300円を500円にアップという提案だけれども、400円で間に合うんだと、とりあえず100円足りないんだと、こういう説明でしたよね。それであれば、400円の提案をし、さらにまた何年かたって、また100円足りない、新たに提案すればいいんじゃないんですか。

指定管理者に裁量権を任せるといって、おっかないですよ。じゃ、町の議会の議決とか、町長の政治判断とか、そういうものを全部丸投げなんですか、これ。

伊藤常任委員長の報告ですと、300円から500円にしてくれと。しかし400円で間に合うんだと。500円にはいつでもできるように、それは指定管理者のいわゆる請負者の裁量でできるんだと、そういうことも含む提案なんだと、そういうふうに理解をして常任委員会を可としたと。私は、とんでもない提案の内容だと思いますよ。これは認めるわけにいかないですよ。全てそうなのかな、原田町政は。「協働のまちづくり」、大変いい言葉なんですけれども、自分のことは自分でしろという、これは今の時代に合った考え方もありませんよ。私も全ては否定しません。しかし、この提案の内容が余りにもお粗末じゃないんですか、これ。

まとめに入ります。

改正しようとする内容は、全員協議会や総括質疑の中で先ほど来申し上げましたとおり、私の考えを申し上げました。この内容は、繰り返しになりますけれども、引湯管の更新の問題、あるいは湯温の問題、これらを解決するためには、過疎債を使って新たにお湯を掘る、こういうこともあろうかと思えます。また、請負をされている会社の社長に、個人でその借金分2,500万、個人の名前で銀行から借りている状態、これをぶ投げとくんですか、原田さん。1期で2,500万の退職金をもらえるあなたはいいですよ。片倉 尚さんに2,500万をしゃわせている状態、これは異常ですよ。それらについて何の手も打たない。等々の申し上げました。さらにまた、入浴料、風呂代を改定し、その増収額、金額がどのように経営改善策に

結びつくのか、そのようなことも明確に申されておられない。データのみで、向こう3年、5年くらいの見通し、それすらも出されておられない。そして先ほど来申し上げましたとおり、この指定管理料、最初に1,100万、それがどんどんふえちゃって、4回目の更新にあっては2,500万、1,100万が。その都度我々議員には提案されますからね。3年前の1回目の指定管理料まで、勉強して議会に臨む、そういう議員はなかなか数少ないと思いますよ。それを、伊藤委員長が言うとおりに、議決いただいたんだ、それを言われれば、これ参ったもんですよ、我々は。そのような中で、私は将来を見据えて、そして原田町長が英断を持ってご提案される、そういう時期が来たと思うんです。それを出されなくて、単純に300円を500円にしてくれって、追加のご提案を申し上げたいと思います。

数年前ですが、夕食、非常にさっき伊藤寿郎議員からありましたけれども、昼だけじゃないんです、夕食も、晩酌タイムじゃないんですけれども、大変にぎわったそうですよ。ところが社員からすれば、あれもこれもしろ、できない、そういうことでおやめになった、そういうようなお話なども聞いております。

あるいは、サウナ。儉約、儉約で午後からだけのサウナでありますけれども、私はアップしたんだから、これは午前中もサウナに入れるようにしていただきたいですよ。

そんなことも小さいご提案でございますけれども、できるのかできないのか、100円アップ、500円にすれば何でもできる。私はできないと思いますよ。

そういうことから、いわゆる提案理由が全く不明確なので、繰り返しになりますけれども、この議第74号については反対であり、原田町長みずから、この条例案は撤回すべきもの、このようなことを申し上げて、私の討論といたします。

○議長 討論を終結し、採決に入ります。

議第74号 川西町浴浴センター条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長神村建二君。

(産業厚生常任委員会委員長 神村建二君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 産業厚生常任委員会付託議案審査報告を申し上げます。

令和元年12月3日、第4回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を、次のとおり報告いたします。

1、審査日程、記載のとおりでございます。2、議案説明のため当局より出席した者、記載のとおりでございます。3、付託議案、別紙議案付託表のとおり。

4、付託された議案についての質疑及び意見等の結果。

(1) 議第75号 指定管理者の指定について。

川西町たまにわ堆肥センターの指定管理者を指定する旨の説明を受け、指定管理料について研究されるよう意見を付した。

(2) 議第76号 町道路線の廃止について。

道路改良の整備に合わせて廃止する旨の説明を受けた。

(3) 議第77号 町道路線の認定について。

道路改良の整備に合わせて町道として認定する旨の説明を受けた。

(4) 議第78号 町道路線の認定について。

町道敷地の寄付による町道認定申請があったことから、町道として認定する旨の説明を受け、開発行為等の情報提供について検討されるよう意見を付した。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

4番寒河江 司君。

○4番 この指定管理者、堆肥センターの指定管理者でございますけれども、この指定に当たりまして、何社か手を挙げたというか、見積り的なこともしたんでしょうか。

○議長 神村委員長。

○産業厚生常任委員会委員長 お答えいたします。

指定管理につきましては、公募によらないで従来のランピードたまにわに指定管理をお願いするというのでございましたので、そういった何社かにかかったという経過はございま

せんでした。

○議長 4番寒河江 司君。

○4番 公募はしないで、継続的にランピードたまにわにお願いしたということで、この管理料に関しては、じゃ、どういうふうな、あっちから言われたままの管理料になるということですか。

○議長 委員長、神村建二君。

○産業厚生常任委員会委員長 おっしゃるとおり、公募で最初からランピードたまにわに継続をお願いするという形になりまして、ご質問の指定管理料についてはゼロでございます。指定管理料は払っていないという現況でございます。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑はないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時51分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第75号 指定管理者の指定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第76号 町道路線の廃止について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は

可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第77号 町道路線の認定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第78号 町道路線の認定について、本議案について産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長井上晃一君。

1 番井上晃一君。

(予算特別委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

去る12月3日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第72号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第69号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第6号)、議第70号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第71号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、以上5議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された

日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された5議案は、次のように決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第73号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第69号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第6号）、議第70号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第71号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、以上4議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第72号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、少数の反対がありましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきました。

これで予算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例案件2議案、令和元年度各会計補正予算3議案の合計5議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第72号 川西町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第69号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第6号）、議第70号 令和元年度川西町国

民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第71号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、以上5議案について、予算特別委員会委員長の報告は、5議案とも可決であります。予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第79号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第7号）

○議長 日程第3、議第79号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第7号）、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承を願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第79号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第7号）を提案申し上げます。

令和元年度川西町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,845万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億1,658万4,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして井上未来づくり課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第79号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の第7号補正につきましては、12月12日に開催をいただきました議会全員協議会におきましてご報告申し上げます。台風19号の災害対策に要します補正の内容となっております。

歳入歳出予算の補正第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

す。

今回の7号補正につきましては、このほか、第2条におきまして債務負担行為の補正、今回は追加でございます。あわせて第3条では、地方債の補正として変更を計上してございます。本日付提出、町長名でございます。

それでは、最初に、債務負担行為の補正と地方債の補正の内容につきまして、3ページをもとにご説明を申し上げます。

上段が第2表、債務負担行為の補正でございまして、今回は追加でございます。

案件につきましては、台風19号被災農業者支援対策資金利子助成といたしまして、農業機械の修繕に要します自己負担金の金融機関の借り入れに伴います利子について助成を行うものでございます。

期間につきましては、令和2年度から令和8年度まで、限度額につきましては、令和元年度の融資残額の年1.5%以内の割合で計算した額としてございます。

次に、第3表地方債の補正でございます。

今回は変更でございまして、対象となります起債につきましては、災害復旧事業でございます。

補正前、補正後比較いたしますと、1,170万円の増額を計上してございます。

これにつきましては、公共土木施設の災害復旧事業の工事費の国負担金の裏財源として災害復旧事業債の発行を見込むものでございます。

それでは、別紙でお配りをしております概要書をもとに、歳入歳出予算の補正の内容につきまして説明をさせていただきます。

上段が1の歳出でございます。

1の補助費等につきましては、被災農家営農再開緊急対策の補助金でございまして、出荷前のお米について浸水被害を受けられた方に、反当たり7万円の補助金を交付するものでございます。

次に、2の普通建設事業費補助につきましては、強い農業担い手づくり総合支援交付金でございまして、農業機械の修繕に要します補助金を計上してございます。

3の普通建設事業費単独につきましては、住宅建設支援補助金、従来のリフォームの補助金でございますが、これを減額をし、同額を被災住宅修繕支援事業として交付要件を緩和した上で補助金の交付を予定するものでございます。

最後、4の災害復旧事業につきましては、小規模農地等災害緊急復旧補助金、これにつき

ましては、白川土地改良区の所管しております揚水機の修繕や、農家の皆さんの個人所有農地の復旧に要します補助金を、ここに計上をしておるものでございます。

最後、公共土木施設の災害復旧の工事費につきましては、道路、そしてまた、河川の国の負担金事業により復旧工事を実施するための工事費を増額計上してございます。

その財源となります歳入でございますが、1の国庫支出金につきましては、公共土木施設災害復旧事業費の国庫負担金、事業費の3分の2をここに計上をしてございます。

次に、2の県支出金でございます。

強い農業担い手づくり総合支援交付金につきましては、事業費の2分の1の国庫の交付金をここに計上してございます。

小規模農地等災害緊急復旧事業費県補助金でございますが、2分の1を交付するものでございまして、県は、うち3分の1の補助ということになります。

次に、被災農家営農再開緊急対策事業費県補助金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、反当たり7万円の額となっております。

3の繰入金でございますが、財政調整基金の繰入金は財源調整のための繰入金の増額を計上してございます。

最後、4の町債でございますが、公共土木施設災害復旧事業債といたしまして、この事業につきましては、充当率が100%でございます。

後年度の地方財政措置といたしまして、元利償還金の95%が地方交付税として交付が受けられるということになってございます。この結果、補正後の財政調整基金の残高でございますが、1億2,644万7,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 台風19号の内容については、俺、この前、わかりやすく国なり県からの支援分と、それから町単独でおやりになる分と、わかりやすく一覧表にしてほしいって言ったんですよ。これではいつものパターンの資料だけで、非常に今の課長の説明はわかりますけれども、今さらあれでしょうから、今度は特別委員会ができたとすれば、そういうところでもう少しわかりやすく、今すらすらと申されたことを、もう少しこういう場合はこういうふうにならなければならないんだとか、そういう親切な思いやりのある資料をつくっていただきたいですよ。すらすらでいいけど、台風19号については、これは該当になるんだな、ならないんだなと、そ

の辺が非常にわかりづらい。俺、担当職員にも言ったんだけど、全体の前でも申し上げたでしょう。それ、ひとつお願いしたいですね。

それから、この中で一番お聞きしたいのは、春先に農作業をしようと思ったら、沢つかえったとか、あるいはこっちボコっちゃったとかいうことについては、これはまだ認めていただけるとのことだったんですが、そういう考え方でいいですか。ちょっと平たい表現をしましたけれども。今、認定いただいたもののほかに、こういうものもあったのよということが出てくれば、春のまだ補正予算等で追加の分はあるというふうな解釈でいいんですね。

それから、財調の関係だけれども、私はこれだけの説明ではちょっとわからないところがありますけれども、とりあえず国なり県からお金が来る前に、早目に被災者のほうに手立てをとということで、これは当たり前なことなんですけれども、強く申し上げたんですけれども、そういうような手はずはとっているんですか。結局、国から来たらば払ってやるという、そういう、その言葉は乱暴だけれども、そういうことなのか。ちょっと。私はそうでなくというふうに……。私が言うまでもなくてそういうものだと思うんですけれども、早目に立てかえ払いということではないけれども、早目に被災者に、どうせ支援をやるんだったら早目にということ、私のみならずみんな言ってるわけでしょう。その点について。

○議長 阪野農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 私のほうからは、農業用施設等の復旧関係についてお答えをさせていただきます。

先ほど、春先に新たなものが見つかった場合、どのようになるのかというようなご質問なわけでありますが、今回の事業につきましては、今年度中に完成しなければいけないというようなことで期限が切られてございますので、新たな発見の部分については、今回の事業には該当にならないものでございまして、県のほうにも相談をしまして、その対応につきましては、もしそういった事態があれば、改めて協議・検討をさせていただくというようなことになります。

○議長 奥村産業振興課長。

○産業振興課長 稲わらとか農業機械等の撤去等の補助金のございですが、事業の完成を見て、農家さんにはお支払いをしたいというふうに思います。

県の補助金については、その後という形になるかと思いますが、やはり要綱に沿った完成を見ての支払いということで考えておるところでございます。

○議長 井上未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回の台風19号関連に要します補助金の交付に伴います、その資金繰りの関係でございますが、議員からご指摘のございましたとおり、やはり国の補助金や地方債につきましても、事業が完了後に町のほうに歳入として収入のある見込みということになります。事業そのものにつきましても、申請を受け付け、速やかに補助金等の交付に当たるといことになりますので、これらにつきましても、別途、資金が不足するような場合については、一時借入金などの手だてを行いながら会計管理者のほうで資金繰りを行い、速やかな交付に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 最初、そっちが先だけど、いわゆる事前着工という言葉があるとすれば、あらゆるものが事前に直したり、あるいは買ったりはみんなだめなものかね。その辺の整理、当局のほうではわかっておつても、もちろんその被災された人とのキャッチボールはあるべきだけれども、我々も議員としても、こういうものだという、大体この大枠ぐらいは承知しておきたいということなんですよ。

だから、その事前着工の分なんだけれども、これが認められそうだと、課長が言うには、認められたものということになるんだけれども、認められそうだとところで、事前に立てかえ払いということはおかしいけれども、そういう事前着工はだめなのか。

結局、こっちもだけれども、全部確定をして、もらってからの話だと、簡単に言えばそういうことを言っているわけでしょ。そうでなくて、先にというの。だから何かごちゃごちゃって言うんだけれども、ちょっと私の能力じゃ、ちょっと財政課長の言っていることが半分わからないな。もう少し、だからこうだよという……。

それでまた戻りますけれども、まだ3月は3月の終わりは臨時もあるかわかんねけれども、その全体の町独自では原田さんがこれをしますよという、しかも大体本部を空けてそこをあれこれ見てきたもんだもん、ここだあそこだってあっぺした。そういうやるといものをお示してくださいって言うの。特別委員会も、出れば出たでご検討されると思いますけれども、出るかどうかわからないけれどもね。何か、最初大した話言うよな。まず、何でも支援するみたいなことを言いながら、何でも支援できなくていいよ、それはね。だから、調子いいのよ。だめならだめって、こういうものはこうだつていう、そういう施策を大体シミュレーションすれば、大体県なり国とキャッチボールすればわかるでしょ。そういうものをお出しただけですかって言ってるの。出すようなこと言ったでしょう。だから出るかと思ったら、紙っぱし一枚だけなんだ。これでは年末、この資料たがってって説明できないわな。下黒川

なり、あちこち行くのに、できますか。そういう説明できる資料をお出しくださいって、こう言ってるのよ。課長、あなたは説明できるけど、俺はこの資料1枚で、その被災者にずっとお歳暮はたがってがねげんど、行ったりまったりで、説明さんねなこれ。そういう資料をお願いしたいと、こう言っているわけですよ。この前出すようなこと言ったでしょう。頼みますよ。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 先日の全員協議会の際に資料を準備していただきたいというご要望がございまして、準備はしてございますが、ただいま上程しております第7号、ご可決をいただいてからかなと思っておりましたので、事前に配付というか準備をしてございませんでした。ご可決いただいたものということでの前提で一覧表は準備しておりますので、配付をできる状況にはございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 課長、それは鈴木課長が言うのはわかるけど、決まったら出してくるんじゃないくて、これを議決するためのバックデータだったら、最初にお出しいただいて、それを見て議決していくってというような、こういう順序じゃないかい、ちょっとおかしい話じゃないのかい。

まず、決めでけろ、金額で。そうしたらいつでも説明資料を出すって、そういうのはちょっとおかしいことをあなたも言うもんだね。退職間際に。

おかしいべ、議長。これを議決するのに、この数字をよしとしたらば資料を出すからって。これ、議決するために説明資料を最初にお出しいただいて、それを見ながら議決をしていくというのが我々立法府の仕事ではないんですか。おかしいこと言うな、ちょっと。どっちまともなんだえ、どっちがまともなの、議運委員長、どっちまとも。あなた議事進行こういう時かけてよ。議決するって、俺おこってんじゃないくてこれを議決するための資料も既にあるんだったら、そうしたらお出しいただいていいんじゃないの、議運委員長、どう思う、あなた。

これだけ議事進行かけて、あなたは議長席に行って調整しなくちゃ。

○議長 暫時休憩します。

予鈴をもって再開したいと思います。

(午後 1時30分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 最初に、加藤議長、ありがとうございます。

やっぱり、加藤議長も波があるのね。荒っぽいときと丁寧なときと。ひとつ今後ともよろしくご指導いただきたいと思います。

議長、この金額を見ますと、今、議運委員長から既決された分は別だというお話ですから、3度目の質問になりますけれども、この1億3,000万に台風19号にかかわる、いわゆるかかったものの金額となりますと、幾ら足されて総額では幾らになるんですか。私はその内容を知りたいということで、資料というふうに申し上げたんですけれども。

それでまたこういうふうに、大変わかりやすい資料、鈴木課長、大変わかりやすい資料があるんじゃないですか。これ、最初から出せなかった資料なんですか。どうして出さなかったのかね。先ほどのような乱暴なお話をいただかなくても、これを最初にいただければ、なおかつ、農林関係は奥村課長、こういうものは該当になるよっていうのを別紙にあれば、なお理解が深まるわけですよ。年末年始にかけて、ずっとこの資料を見ながらあいさつできますよ、今度は。それを我々真面目にやっているんだよ、議員活動、24時間。そのためにも、ひとつお願いしたいというふうに。総額、既決予算も含めて、1億3,000万で何ぼ足されてトータルで何ぼだって。結局、もう財政調整基金、これだけで財調の金額で不足なんですよ、原田町長。おわかりになる。原田町長はお金を持っているでしょう。だけれども、町にはないのよ。これ、どうなっているの。そこなんですよ、言葉は悪いけど、そこを心配しなくちゃならないんですよ、我々、チェック機能としては。もう既にこれだけで1億2,000万ぶっ飛んでるでしょう、足りないでしょう。そういうところを我々はチェックしなきゃならないと思うんですけれども、どういうことでしょう、町長。国から県からくっから、この差し引きの2,800万だけ都合すればいいなんていう考え方だとすれば、これはとんでもない間違いですよ。まずは1億3,000万、これに足したところの2億近く要るでしょう。そして今度除雪ですよ。でしょ。この辺の考え方をお尋ねしたいわけですよ。

10月の議会日より、9月の関係になりますけれども、議会日よりもう一回読み返すと、すばらしくやんばいにかかっているんだな。借金はふえるけれども財政は大丈夫か、大丈夫だって、見出しとしては、わかるようでわからないような見出しで、複雑な、今ちょっと休憩中に、立派に出ていますよ。借金はふえて大丈夫かって。これ、借金とは言いませんよ。本

当に大変な被害だったわけですから。

戻ります。

その財調の関係と金額、幾らになりますか、この既決予算とか足すと1億3,000万が。そして財調に対する、蓄えに対する考え方。原田町長、これからどかんと雪降るよ。大丈夫なの。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 ただいま準備いたしましたこの資料でございますが、台風19号関連、10月24日の臨時会で第4号補正、それからその後、専決も含めまして、5号、6号ご可決いただいておりますものが、この表の中間までで小計（第4号から第6号）という部分でのそれぞれの災害の救助費であったり被災者対策であったり、公共土木復旧事業の経費、それらの事業費並びに財源の内訳を示させていただきました。

それから、中ほど、中段以下の部分につきまして、本日ご提案の第7号の関係での事業費関係でございます。

これにつきましても、農業者の被災者対策並びに農業施設の災害復旧並びに公共土木施設の災害復旧経費を盛り込んだ中身でございます。

一番下の行が総合計、4号から7号までの総合計1億3,000万強でございますが、それぞれ国庫支出金、県支出金、地方債ということでの財源の手だてを行いまして、町の実質の手出しとなる一般財源の額につきましては、2,808万8,000円となるものでございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 今回の台風19号は災害でありますので、国・県の支援なども十分勘案しながら予算措置をしているところであります。国等からの補助で十分でない部分、足りない部分については町で一般財源を活用しながら対応しておるわけですが、その内容につきましては、財政調整基金を充当しているところでございます。

今後、災害でありますので、地方交付税の特別交付税として措置される内容と承知しているところでございますので、財政調整基金が先細りするということのないように対処してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第18号 特別委員会の設置について

○議長 日程第4、発議第18号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、伊藤寿郎君。

7番伊藤寿郎君。

(7番 伊藤寿郎君 登壇)

○7番 私より、発議第18号 特別委員会の設置について、趣旨説明をいたします。

令和元年10月12日に上陸し、甚大な被害をもたらした台風19号における本町の被災者等への復旧対策について調査するため、特別委員会を設置するものでございます。

委員会の名称は、令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会とし、委員会の定数は議長を除く13人とするものでございます。また、委員会の設置期間は、審査事件に係る調査が終了するまでとし、委員会の審査事件としては、令和元年台風19号の被災に関する復旧・調査・検証をし、今後の防災・減災につながる調査を行うものでございます。

なお、特別委員会の設置がご可決いただければ、特別委員会に小委員会を設置しながら調査を進めていただければと考えております。

議員各位には、特別委員会設置の趣旨をご理解賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。以上、提出者の趣旨説明とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

4番寒河江 司君。

○4番 今、伊藤議員から審査の事件について発表がありましたけれども、ここに記載されている令和元年度台風19号の被災に関する調査と、あと追加で復旧と防災に関するということは、我々ここに記載したほうがいいんでしょうか、お尋ねしたいです。

○議長 私から申し上げます。

このままということであります。

ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案のとおり、令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会を設置することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、設置期限までの間、令和元年台風19号の被災に関する調査を行うため、令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に本議場において令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選等をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開時刻は、口頭をもってお知らせいたします。

(午後 2時21分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 3時40分)

◎特別委員会正副委員長の互選について

○議長 特別委員会正副委員長の互選結果報告について、休憩中、令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会委員長神村建二君、同副委員長伊藤寿郎君。

以上のとおりであります。

◎発議第19号 特別委員会の設置について

○議長 日程第5、発議第19号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者渡部秀一君。

3番渡部秀一君。

(3番 渡部秀一君 登壇)

○3番 私より、発議第19号 特別委員会の設置について、趣旨説明をいたします。

新庁舎への移転に伴い、現在、役場庁舎と中央公民館の解体が決定していますが、現在の役場庁舎周辺には、学校や金融機関、事業所などが集積し、本町の中心街地として町民の生活に欠かせない機能を有してきたところでもあります。この地が果たしてきた重要な役割を途絶えさせず、さらなるにぎわいと活力ある中心市街地の形成に向けた跡地利活用について調査をするため、特別委員会を設置するものであります。

委員会の名称は、役場庁舎跡地利活用に関する調査特別委員会とし、委員会の定数は議長を除く13人とするものであります。また、委員会の設置期間は、令和3年第1回川西町議会定例会までとし、委員会の審査事件としては、役場庁舎跡地利活用に関する調査を行うものです。

なお、特別委員会の設置がご可決いただければ、特別委員会に小委員会を設置しながら調査を進めて、よりよい終着点となるよう検討するものであります。議員各位には特別委員会設置の趣旨のご理解を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げ、提出者の趣旨説明とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

2番遠藤明子さん。

○2番 ただいまの跡地利用の特別委員会の設置についてでございますけれども、この跡地利用の件に対しましては、先日の総務文教常任委員会の折にも当局から説明を受けまして、また、議会の中での一般質疑の中で討論がなされてきた、その経緯もあります。その中で、改めて特別委員会を設置するに当たり、私といたしましては、反対です。

というのも、今、内部のほうで内部委員会、また外部委員会でも報告をいただいております、その中身については皆さんも共有しながら至ってきているところでございます。また、今後につきましても……

○議長 遠藤明子さんに申し上げます。

質問をしていただきたいと思います。

○2番 すみません。

それでは、特別委員会の設置について、もう少し詳しい目的をお聞かせいただきたい、そういうふうにあります。

○議長 3番渡部秀一君。

○3番 議会のほうには報告があるから必要がないのではないかというご質問かと思いますが、今、確かに内部委員会ということで庁内の組織、これは行政でございます。そして外部委員会として町民ということで、行政と町民、そしてそこに議会が加わって三位一体となった委員会というものを設ければ、さらによりよい中心街づくりができるのではないかと考えたからでございます。

以上です。

○議長 2番遠藤明子さん。

○2番 特別委員会を設置するに当たり、これからさまざまな、そこに予算等も含まれてくるのかなというふうにも思います。

今の段階では、私は内部委員会または跡地利用の外部委員会等との話し合いの中の経過、動向を見ながら、それに改めて決まったところにご報告をいただいて、そこからまた討論という形で、それで十分かと思えます。

○議長 3番渡部秀一君。

○3番 外部委員会、内部委員会、今までどおりで十分ではないかというご質問でございますが、それも確かに重要なことでございますが、やはり私が質問しているとおり、どこかにやはり質問できるようなところが出てくるものでございます。そういうものを精査して慎重に進めていくのがいいかと思えます。そう思って、この委員会の立ち上げをすることにしました。よろしく願いいたします。

○議長 この場面は、質問を述べる席でありますので、その辺、勘案していただいて質疑をしていただきたいと思えます。

ほかに。

12番高橋輝行君。

○12番 遠藤明子議員も大変ですよ。何か代表して言えって言われて。私、質問したいんですけども、渡部秀一議員の提案のとおり、私の考え方をまず簡単に申し上げれば、過日申し上げたとおり、庁舎を建てる場所を決めるときと、跡地利用と、これはセットだと。ところが庁舎を建てることについては、いとも簡単に二十数億のやつをばんと決めちゃって、

跡地はお前らでやれと、これではなということ、これ、遠藤議員、これみんなで考えなくちゃ、任せられないんですよ。だけれども、提案者の渡部さんが言うとおりの三位一体、私はそういう提案だと思っただけですけども、そういう提案なんですよ。

渡部さんに質問します。

○議長 3番渡部秀一君。

○3番 今、高橋議員が言われたとおりのことでございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案のとおり、役場庁舎跡地利活用に関する調査特別委員会を設置することに賛成の方のご起立を求めます。

起立者をカウントしますので、起立者はそのままお待ちください。

(起立少数)

○議長 起立少数。

よって、本案は否決することに決定いたしました。

◎発議第20号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第6、発議第20号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。お諮りいたします。

本案は、各常任委員会及び議会運営委員会においてそれぞれ検討され、申し出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第20号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 以上をもって全日程を終了いたしました。先ほど、令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会において、閉会中の所管事務調査についてそれぞれ検討され、申し出があったことに伴う許可について、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思

いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後4時といたします。

(午後 3時52分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時10分)

◎発議第21号 閉会中の所管事務調査について

○議長 追加日程第1、発議第21号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、令和元年台風19号の被災に関する調査特別委員会において検討され、申し出があったものであります。これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第21号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上をもって、本日予定した全日程を終了いたしました。

なお、川西町監査委員から定例監査の結果について及び指定管理者監査の結果について並びに財政援助団体等監査の結果についてが、お手元に配付のとおり提出されておりますので、ごらんください。

これをもって、令和元年第4回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、まことにご苦労さまでした。

(午後 4時12分)